

2024年合格目標 司法書士試験

# 直前択一過去問絞込み講座

開講前 オリエンテーション

過去問Aランク肢※のみからなる「新作問題 700 問 (10 年分相当)」!

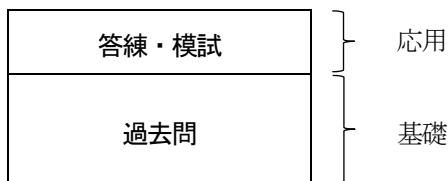
担当: 赤松直哉

※ 若干、Bランク肢、司法試験肢が入っています。

## 1 直前期の最重要課題

### (1) 直前期の最重要課題

→ ズバリ「過去問学習」です!



### (2) 基礎と応用

→ 基礎を「過去問」で、応用を「答練・模試」で、という形で「二本柱」を意識しながら学習をすすめることが大切です。

### (3) 重要なことは

- とは言えども、やはり、あくまでも「土台 (基礎)」がより重要です。
- 土台がしっかりとしていなければ、いくらその上に立派な屋根をのせても、家は崩れてしまいます。

### (4) 過去問学習は「マスト」です!



**2** 合格への考え方**(1) 故野村克也監督の名言**

- 「勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし」
- 言い換えれば、勝ちにはどうして勝ったのかわからないという不思議な勝ちがあるが、負けには負けにつながる必然的な要因があって不思議な負けはないということです。
- さらに言えば、勝ちの要因には不確定要素が多いが、負けの要因は明確に分析しやすいとも言えます。

**(2) この考え方は司法書士試験にも当てはまるのでは？**

- 多くの人が②の発想ではなく、①の発想をするのではないのでしょうか？
  - ① どうすれば合格できるのだろうか
  - ② どうすれば合格できないのだろうか

**(3) 答え**

- ①の発想でいけば、「不思議な勝ち」があるわけですから、その答えは無限大になります。応用論点を無限にやる、未出論点を無限にやる、改正論点を無限にやる … とにかく不確定要素を無限大につぶしていかなければならないことになります。
  
- ②の発想でいけば、「不思議な負け」はないわけですから、その答えは単純明快になります。ズバリ「基礎ができていない」、ただそれだけです。

**(4) 実際に不合格となった理由は？**

- ①②どちらでしょうか？
  - ① 基本問題を落としてしまった。
  - ② 応用問題を落としてしまった。

**3** 直前期の過去問学習**(1) おすすめの分量**

→ 最低「過去15年分」、できれば「過去20年分」の過去問

**(2) 本講座の「非」対象者**

→ 次の方は、受講の必要はありません。

上記、最低「過去15年分」、できれば「過去20年分」の過去問学習が自分で出来ていて、かつ、各肢の「論点・趣旨がわかった上で」、各肢の「○×」を判断できる方

**(3) 本講座の対象者**

→ 次の方は、本講座をお勧めします。

- ① 過去問が手つかずの状態
- ② 過去問をやってはいるが不十分な状態
- ③ そもそも直前期の学習をどうすればよいのか迷っている状態

**4** 直前択一過去問絞込み講座の特徴**(1) 直前期の過去問の効率的学習を考慮**

- ① 令和5年度の問題から、普通に遡って学習をしていった場合  
ある問題 ACABC ← 今年の本試験合格にとって重要度が低い肢まで含まれてくる。
- ② 過去問の中から良問を抜粋して、学習をしていった場合  
ある問題 ABAAB ← 重要度の高い肢が多くはなってくるが、やはり同上。
- ③ 本講座を利用して、学習をしていった場合  
ある問題 AAAAA ← 今年の本試験合格にとって重要度が高い肢に絞れてくる。

**(2) ストレス軽減も考慮**

→ 上記①②③では、当然③が最もストレスレスで学習できることはお分かりいただけるでしょう。

**(3) ヤマ当て要素も考慮**

→ テキストは、できる限り、論点漏れがないように制作しています。

→ 一方で、ヤマ当て要素も含んでおります（直前期の効率的学習の一環とご理解ください）。

- ① 例えば、2年連続で出題される傾向が低い「請負」「委任」は昨年出題されておりますので大胆にゼロ問とし、その分「賃貸借」を8問と増強する等の工夫をしております。
- ② 例えば、「債権者代位権」は昨年出題されておりますので1問に抑え、その分「詐害行為取消権」を5問と増強する等の工夫をしております。

**(4) 合計 700 問 (10 年分相当)**

001 問～180 問	民法 (180 問)
181 問～280 問	会社法・商法 (100 問)
281 問～480 問	不動産登記法 (200 問)
481 問～580 問	商業登記法 (100 問)
581 問～630 問	民事訴訟法 (36 問)、民事執行法 (7 問)、民事保全法 (7 問)
631 問～650 問	憲法 (20 問)
651 問～670 問	刑法 (20 問)
671 問～695 問	供託法 (25 問)
696 問～700 問	司法書士法 (5 問)

**(5) 本講座の 3 つのメリット**

→ 10 年分の問題を回すことで、その 2 倍、3 倍の効果が得られるように工夫しています。

- ① 10 年分の問題を回すことで、15 年～20 年分の過去問を回したのと同じ効果を得る。
- ② 学習のストレスを軽減する。
- ③ 今年狙われそうな論点を強化することができる。

**5** 10回の演習・解説講義**(1) 計10回の演習・解説講義**

- 演習(60分) 休憩(10分) 解説講義(110分)で進めます。  
ウェブ受講の方は、解説講義前にご自身で時間を測って演習してください。

**(2) 出題範囲**

- 演習(60分)は、次の内容です。
- ① 奇数回(本体700問テキストから問題を抜粋し、本試験「午前」科目と同内容で出題)
  - ② 偶数回(本体700問テキストから問題を抜粋し、本試験「午後」科目と同内容で出題)
- 後掲「学習スケジュール」と並行して進んでいきますので、10回の各回で徐々にレベルアップできるようにがんばってください。

**(3) 講評**

- 各回、生クラスの受講生に解答のマークシートを提出していただきます。  
次回に平均点や出来が悪かった問題等の講評を行います。

**(4) 「超」直前期に**

- 10回の演習問題は、本試験「超」直前期に、本試験の模試として、再度やり直してみてください。

**★ 学習スケジュール表**

- 4月1日からスタートするとして、本試験まで「14週間」あります。  
「6週間」「3週間」「3週間」の3クールで仕上げるスケジュールになっています。  
残りの2週間は間に挟むのではなく、「超」直前期に残しておくように、がんばりましょう。
- 学習スケジュールはあくまでも一例です。  
自分自身の状況に応じて、適宜自分なりにも工夫をしてみてください。

## 6 直前択一過去問絞込み講座「テキスト」サンプル

## 第001問 民法 未成年者

未成年者に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 法定代理人が目的を定めなくて処分を許した財産は、未成年者が自由に処分することができる。
- イ 未成年者が特定の営業について法定代理人の許可を受けた場合には、その営業に関する法律行為については、行為能力の制限を理由として取り消すことができない。
- ウ 未成年者が法定代理人の同意を得ないで法律行為をした場合には、当該未成年者は、法定代理人の同意がなければ行為能力の制限を理由として当該法律行為を取り消すことができない。
- エ 未成年者が法定代理人の同意を得ないで贈与を受けた場合において、その贈与契約が負担付のものでないときは、その未成年者は、その贈与契約を取り消すことはできない。
- オ 未成年者は、法定代理人の同意を得なければ、債務の免除を受けることができない。

- 1 アイ                      2 アウ                      3 イエ                      4 ウオ                      5 エオ

## 第001問 民法 未成年者

正解 4

- ア 法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産は、未成年者が自由に処分することができる。○ [31-4-ア]
- イ 未成年者が特定の営業について法定代理人の許可を受けた場合には、その営業に関する法律行為については、行為能力の制限を理由として取り消すことができない。○ [R4-4-イ]
- ウ 未成年者が法定代理人の同意を得ずに法律行為をした場合には、当該未成年者は、法定代理人の同意がなければ行為能力の制限を理由として当該法律行為を取り消すことができない。× [R4-4-ウ]  
未成年者が取消しの意思表示をする場合、法定代理人の同意を要しない
- エ 未成年者が法定代理人の同意を得ずに贈与を受けた場合において、その贈与契約が負担付のものでないときは、その未成年者は、その贈与契約を取り消すことはできない。○ [27-4-オ]
- オ 未成年者は、法定代理人の同意を得なければ、債務の免除を受けることができない。× [R4-4-ア] 改  
未成年者が債務の免除を受ける場合、法定代理人の同意を要しない



**第 181 問**    **会社法 株式会社の設立**

株式会社の設立に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 未成年者は、発起人となることができない。

イ 合同会社は、発起人となることができない。

ウ 発起人は、発起設立の場合には、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならないが、募集設立の場合には、設立時発行株式を1株も引き受けないことができる。

エ 発行可能株式総数を定めていない定款について公証人の認証を受けた後、株式会社の成立前に定款を変更してこれを定めたときは、改めて変更後の定款について公証人の認証を受けることを要しない。

オ 株式会社の存続期間は、株式会社の成立後であっても、定款に定めることができる。

1 アイ

2 アエ

3 イウ

4 ウオ

5 エオ

## 第 181 問 会社法 株式会社の設立

正解 5

- ア 未成年者は、発起人となることができない。× [24-27-エ]  
発起人の資格 → 制限行為能力者、法人、外国人等、いずれも可
- イ 合同会社は、発起人となることができない。× [21-27-5] 改  
発起人の資格 → 制限行為能力者、法人、外国人等、いずれも可
- ウ 発起人は、発起設立の場合には、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならないが、募集設立の場合には、設立時発行株式を1株も引き受けないことができる。× [22-27-ア]  
発起設立の場合も、募集設立の場合も、発起人は1株以上引き受けなければならない
- エ 発行可能株式総数を定めていない定款について公証人の認証を受けた後、株式会社の成立前に定款を変更してこれを定めたときは、改めて変更後の定款について公証人の認証を受けることを要しない。○ [24-27-カ]  
公証人の再認証は不要である
- オ 株式会社の存続期間は、株式会社の成立後であっても、定款に定めることができる。○ [28-27-ウ]  
「存続期間」は任意的記載事項であり、原始定款に定めることを要しない

<b>第281問</b>	<b>不動産登記法 所有権の登記</b>
--------------	----------------------

所有権保存の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 不動産登記法は、所有権保存の登記の申請適格者を定めているが、代位の場合は別として、たとえ真実の所有者であっても、不動産登記法に定められた申請適格者でなければ、所有権保存の登記を申請することはできない。

イ 所有権の登記のない不動産について、その表題部所有者であるAが死亡する前にAがBに対して当該不動産を売却していた場合、Aの相続人は、亡Aを登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

ウ 表題部の所有者が当該不動産を売却した後、所有権保存の登記をしないまま死亡した場合には、当該不動産の買主を所有権の登記名義人とするには、死亡した表題部の所有者の相続人が、自己名義で所有権保存の登記をした上で、買主への所有権移転の登記を申請する必要がある。

エ 第1欄の登記を申請するときに、第2欄に掲げる事項をその申請情報の内容としなければならない。

第1欄	第2欄
収用によって土地を取得した者が申請する所有権の保存の登記	登記原因の日付

オ 表題部所有者が住所を移転し、表題部に記載された住所と現在の住所とが異なることになった場合であっても、表題部所有者は、住所の変更を証する情報を提供して、表題部所有者の住所の変更の登記をしないで、直ちに所有権の保存の登記を申請することができる。

- 1 アウ                      2 アオ                      3 イエ                      4 イオ                      5 ウエ

## 第281問 不動産登記法 所有権の登記

正解 5

ア 不動産登記法は、所有権保存の登記の申請適格者を定めているが、代位の場合は別として、たとえ真実の所有者であっても、不動産登記法に定められた申請適格者でなければ、所有権保存の登記を申請することはできない。○ [16-21-ア] 改

所有権保存の登記の申請適格者は不動産登記法で定められており、その申請適格者以外の者が所有権保存の登記を申請することはできない

イ 所有権の登記のない不動産について、その表題部所有者であるAが死亡する前にAがBに対して当該不動産を売却していた場合、Aの相続人は、亡Aを登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。○ [30-20-イ]

そのとおり（登記先例）

ウ 表題部の所有者が当該不動産を売却した後、所有権保存の登記をしないまま死亡した場合には、当該不動産の買主を所有権の登記名義人とするには、死亡した表題部の所有者の相続人が、自己名義で所有権保存の登記をした上で、買主への所有権移転の登記を申請する必要がある。× [16-21-ウ] 改

「表題部所有者名義」で所有権保存の登記をした上で、買主への所有権移転の登記を申請する

エ 第1欄の登記を申請するときに、第2欄に掲げる事項をその申請情報の内容としなければならない。

第1欄	第2欄
取用によって土地を取得した者が申請する <u>所有権の保存の登記</u>	登記原因の日付 × [27-14-ア]

敷地権付区分建物の保存登記を除いて、保存登記においては登記原因及びその日付は登記されない

オ 表題部所有者が住所を移転し、表題部に記載された住所と現在の住所とが異なることになった場合であっても、表題部所有者は、住所の変更を証する情報を提供して、表題部所有者の住所の変更の登記をしないで、直ちに所有権の保存の登記を申請することができる。○ [24-17-4]

そのとおり

**第 481 問** 商業登記法 株式会社の登記

株式会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

- ア 東京に本店のある特例有限会社の株主総会が大阪で開催された場合には、定款に株主総会の開催地に関する特段の定めがない限り、その株主総会において選任された取締役の就任による変更の登記を申請することはできない。
- イ 会社法上の公開会社ではない取締役会設置会社の登記に関して、株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨の定めがないとき、会日の 10 日前に株主総会の招集通知を発した場合には、その株主総会において決議された事項についての変更の登記を申請することはできる。
- ウ 会社法上の公開会社でない会社が定款を変更して、「株主 A は、他の株主に交付する 1 株当たりの剰余金の配当額につき 15% を付加した額にその有する株式の数に乗じて得た額の配当を受ける。」旨を定めたときは、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定による変更の登記の申請をしなければならない。
- エ 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨の定款の定めがある取締役会設置会社において、支店設置について取締役会の決議があったものとみなされる場合における当該支店設置の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。
- オ 定款に「取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。」旨の定めがある取締役会設置会社において、当該定款の定めにより代表取締役を選定する取締役会の決議があったものとみなされたときは、当該代表取締役の就任による変更の登記の申請書には、当該提案についての取締役全員の同意書を添付しなければならない。

- 1 アイ                      2 アオ                      3 イエ                      4 ウエ                      5 ウオ

## 第 481 問 商業登記法 株式会社の登記

正解 3

ア 東京に本店のある特例有限会社の株主総会が大阪で開催された場合には、定款に株主総会の開催地に関する特段の定めがない限り、その株主総会において選任された取締役の就任による変更の登記を申請することはできない。× [16-32-ア]

株主総会の開催地については、特に制限はない

イ 会社法上の公開会社ではない取締役会設置会社の登記に関して、株主総会に出席しない株主が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる旨の定めがないとき、会日の 10 日前に株主総会の招集通知を発送した場合には、その株主総会において決議された事項についての変更の登記を申請することはできる。○ [16-34-1] 改

非公開会社 → 株主総会の招集通知は 1 週間前まで

ウ 会社法上の公開会社でない会社が定款を変更して、「株主Aは、他の株主に交付する 1 株当たりの剰余金の配当額につき 15%を付加した額にその有する株式の数に乗じて得た額の配当を受ける。」旨を定めたときは、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定による変更の登記の申請をしなければならない。× [30-31-ア]

株主ごとに異なる取扱い（非公開会社の制度） → 登記事項ではない

エ 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨の定款の定めがある取締役会設置会社において、支店設置について取締役会の決議があったものとみなされる場合における当該支店設置の登記の申請書には、定款を添付しなければならない。○ [20-33-エ]

みなし取締役会決議 → 「定款」の添付を要する

オ 定款に「取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。」旨の定めがある取締役会設置会社において、当該定款の定めにより代表取締役を選定する取締役会の決議があったものとみなされたときは、当該代表取締役の就任による変更の登記の申請書には、当該提案についての取締役全員の同意書を添付しなければならない。× [R2-29-オ]

みなし取締役会決議 → 「取締役全員の同意書」ではなく「取締役会議事録」を添付する

## ★ 学習スケジュール表 (1クール)

	月		火		水		木		金		土日 (予備日)	
第1週	民	6	民	6	民	6	民	6	民	6		
	不	7	不	7	不	7	不	7	不	7		
	会/商	7	会/商	7	会/商	7	会/商	7	会/商	7		
	民訴	1	民訴	1	民訴	1	民訴	1	民訴	1		
	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2		
	その他	1	その他	1	その他	1	その他	1	その他	1		
第2週	民	6	民	6	民	6	民	6	民	6		
	不	7	不	7	不	7	不	7	不	7		
	会/商	7	会/商	7	会/商	7	会/商	7	会/商	7		
	民訴	1	民訴	1	民訴	1	民訴	1	民訴	1		
	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2		
	その他	1	その他	1	その他	1	その他	1	その他	1		
第3週	民	6	民	6	民	6	民	6	民	6		
	不	7	不	7	不	7	不	7	不	7		
	会/商	7	会/商	7	会/商	7	会/商	7	会/商	7		
	民訴	1	民訴	1	民訴	1	民訴	1	民訴	1		
	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2		
	その他	1	その他	1	その他	1	その他	1	その他	1		
第4週	民	6	民	6	民	6	民	6	民	6		
	不	7	不	7	不	7	不	7	不	7		
	会/商	7	会/商	7	会/商	7	会/商	7	会/商	7		
	民訴	1	民訴	1	民訴	1	民訴	1	民訴	1		
	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2		
	その他	1	その他	1	その他	1	その他	1	その他	1		
第5週	民	6	民	6	民	6	民	6	民	6		
	不	7	不	7	不	7	不	7	不	7		
	会/商	7	会/商	7	会/商	7	会/商	7	会/商	7		
	民訴	1	民訴	1	民訴	1	民訴	1	民訴	1		
	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2		
	その他	1	その他	1	その他	1	その他	1	その他	1		
第6週	民	6	民	6	民	6	民	6	民	6		
	不	7	不	7	不	7	不	7	不	7		
	会/商	7	会/商	7	会/商	7	会/商	7	会/商	7		
	民訴	1	民訴	1	民訴	1	民訴	1	民訴	1		
	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2	憲刑供	2		
	その他	1	その他	1	その他	1	その他	1	その他	1		

民 = 民法180問

不 = 不動産登記法200問 (上記ペースで10問ゆとり有)

会/商 = 会社法・商法、商業登記法200問 (上記ペースで10問ゆとり有)

民訴 = 民事訴訟法30問

憲刑供 = 憲法20問・刑法20問・供託法20問

その他 = 民事訴訟法6問・民事執行法7問・民事保全法7問・供託法5問・司法書士法5問

## ★ 学習スケジュール表 (2クール)

	月		火		水		木		金		土日(予備日)	
第1週	民	12	民	12	民	12	民	12	民	12		
	不	14	不	14	不	14	不	14	不	14		
	会/商	14	会/商	14	会/商	14	会/商	14	会/商	14		
	民訴	2	民訴	2	民訴	2	民訴	2	民訴	2		
	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4		
	その他	2	その他	2	その他	2	その他	2	その他	2		
第2週	民	12	民	12	民	12	民	12	民	12		
	不	14	不	14	不	14	不	14	不	14		
	会/商	14	会/商	14	会/商	14	会/商	14	会/商	14		
	民訴	2	民訴	2	民訴	2	民訴	2	民訴	2		
	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4		
	その他	2	その他	2	その他	2	その他	2	その他	2		
第3週	民	12	民	12	民	12	民	12	民	12		
	不	14	不	14	不	14	不	14	不	14		
	会/商	14	会/商	14	会/商	14	会/商	14	会/商	14		
	民訴	2	民訴	2	民訴	2	民訴	2	民訴	2		
	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4		
	その他	2	その他	2	その他	2	その他	2	その他	2		

民 = 民法 180 問

不 = 不動産登記法 200 問 (上記ペースで 10 問ゆとり有)

会/商 = 会社法・商法、商業登記法 200 問 (上記ペースで 10 問ゆとり有)

民訴 = 民事訴訟法 30 問

憲刑供 = 憲法 20 問・刑法 20 問・供託法 20 問

その他 = 民事訴訟法 6 問・民事執行法 7 問・民事保全法 7 問・供託法 5 問・司法書士法 5 問



## ★ 学習スケジュール表 (3クール)

	月		火		水		木		金		土日(予備日)	
第1週	民	12	民	12	民	12	民	12	民	12		
	不	14	不	14	不	14	不	14	不	14		
	会/商	14	会/商	14	会/商	14	会/商	14	会/商	14		
	民訴	2	民訴	2	民訴	2	民訴	2	民訴	2		
	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4		
	その他	2	その他	2	その他	2	その他	2	その他	2		
第2週	民	12	民	12	民	12	民	12	民	12		
	不	14	不	14	不	14	不	14	不	14		
	会/商	14	会/商	14	会/商	14	会/商	14	会/商	14		
	民訴	2	民訴	2	民訴	2	民訴	2	民訴	2		
	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4		
	その他	2	その他	2	その他	2	その他	2	その他	2		
第3週	民	12	民	12	民	12	民	12	民	12		
	不	14	不	14	不	14	不	14	不	14		
	会/商	14	会/商	14	会/商	14	会/商	14	会/商	14		
	民訴	2	民訴	2	民訴	2	民訴	2	民訴	2		
	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4	憲刑供	4		
	その他	2	その他	2	その他	2	その他	2	その他	2		

民 = 民法 180 問

不 = 不動産登記法 200 問 (上記ペースで 10 問ゆとり有)

会/商 = 会社法・商法、商業登記法 200 問 (上記ペースで 10 問ゆとり有)

民訴 = 民事訴訟法 30 問

憲刑供 = 憲法 20 問・刑法 20 問・供託法 20 問

その他 = 民事訴訟法 6 問・民事執行法 7 問・民事保全法 7 問・供託法 5 問・司法書士法 5 問





著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。